

船員職業安定法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正す

る法律の施行に伴い、船員職業安定法施行令の規定の整理をすることとすること。

(本則関係)

第二 この政令は、平成十九年四月一日から施行することとすること。

(附則関係)